

令和7年

幸手市役所庁舎整備
調査特別委員会

令和7年6月11日 開会

令和7年6月11日 閉会

幸手市議会

幸手市役所庁舎整備調査特別委員会

委 員

木 村 治 夫	委 員 長	坂 本 達 夫	副 委 員 長
高 野 優 一	委 員	小 泉 圭 司	委 員
宮 澤 大 地	委 員	芦 葉 弘 志	委 員
小 林 英 雄	委 員	枝久保 喜八郎	委 員
松 田 雅 代	委 員	小河原 浩 和	委 員
本 田 謡 子	委 員	藤 沼 貢	委 員
大 平 泰 二	委 員		

オブザーバー

青 木 章	議 長	四 本 奈緒美	副 議 長
-------	-----	---------	-------

執 行 部

総 合 政 策 部 長	春 田 松 司
政 策 課 長	中 野 仁 美
政 策 課 主 査	小 野 寺 学
政 策 課 主 査	小 寺 翔
政 策 課 主 任	矢 崎 勇 生
政 策 課 主 任	日 高 未 奈 子
財 政 課 長	山 本 悟

事 務 局

議 会 事 務 局 長	木 村 博
主 席 主 幹	市 川 孝 之
主 査	細 淵 和 眞

○委員 長 開会を宣する。

(午前 10 時 45 分)

○委員 長 前回に引き続き、執行部の皆様にご出席をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、6月2日までを期限としておりました追加意見等について、3名の委員から提出がありました。本日はその意見について、執行部から回答をいただきます。

それでは、各意見について執行部、回答をお願いいたします。

まず、小泉委員の意見について回答をお願いします。

○政策課長 それでは、私のほうから順次ご答弁申し上げます。

まず、小泉委員の質問の1点目、幸手市調査報告書において、市民アンケート、職員アンケートとも市庁舎の立地について、現庁舎ではない方が多いにもかかわらず、数人の審議会の答申が優先されるのは、市民アンケートの結果と整合性が見受けられず、民意に即してないと判断をされる。この結果に対して、住民参加のワークショップを開催し、民意の確認を行い、前に進めていただきたいというご意見に対しまして、そのご答弁になります。

幸手市調査報告書における市民アンケートの87ページ及び職員アンケートの140ページの問いですが、庁舎の立地で特に重要と思うことについて設定をされた7つの項目のうち、3つまで選択できるものとなっております。そのため、アンケートに回答された方が選択しなかった項目をもって、特定の敷地を指示していない、または特定の敷地以外を指示しているとは言い切れないものと考えてございます。

結果については、市民では、第1位が車やバスで行きやすい場所であること、第2位がほかの行政施設や公共施設に近いこと、第3位が現庁舎の位置またはその近くであること、第4位が安価に用地取得が可能な場所であること、第5位が建設時に仮設庁舎を必要としないこと、第6位が駅や商店街に近いことなどとなっております。

また、職員アンケートでは、第1位が車やバスで行きやすい場所であること、第2位がほかの行政施設や公共施設に近いこと、第3位が駅や商店街に近いこと、

第4位が現庁舎の位置またはその近くであること、第5位が建設時に仮設庁舎を必要としないこと、第6位が安価に用地取得が可能な場所であることなどとなっております。

幸手市庁舎整備基本構想の策定に当たりましては、このようなアンケート結果のみならず、市民及び職員を対象としたワークショップの開催、基本構想素案に関する市民説明会及びパブリックコメントを実施し、さらには知識経験を有する者などで構成する幸手市庁舎の在り方検討審議会や議員の皆様など、多くの方からご意見をいただいた上で策定しているため、ご提案のあるワークショップを開催する予定はございません。

続きまして、2点目、幸手市庁舎整備基本構想の7章に整備候補地の検証において、◎、○、△の配点基準が示されておらず、曖昧である。現庁舎は建て替えとなり、仮庁舎が必要となり、その分の期間ですとか駐車場のスペースなど、現庁舎にとって不利となる要素については、設問にもならず、配点も緩いといったご質問に対するご答弁になります。

幸手市庁舎整備基本構想の7-2 整備候補地の検証の配点及び配点基準については、基本構想の52ページ以降のとおりです。整備敷地が現庁舎敷地となった場合の仮庁舎については、これまでもご説明をさせていただいているとおり、必ず必要になるということではなく、必要になる可能性もあるということで評価をしております。

基本構想の策定については、先日、委員のほうから、その必要性もお話をされておりました各分野の専門家の方々にもご出席をいただいております庁舎の在り方検討審議会の審議のみならず、基本構想素案に関する市民説明会及びパブリックコメントの実施、議員の皆様からの意見聴取などを経て策定をしております。

続きまして、3点目、費用面に関してはおおよその費用の比較検討をすべきであるというご意見、ご質問に対するご答弁になります。

費用面については、幸手市庁舎整備基本構想の53ページの事業費のとおりです。なお、複合化する機能については、基本計画などにおいて検討してまいります。

続きまして、4点目、分散している窓口を課題として挙げているのに、対象施設を直接的な表現で表していない。本庁舎、第2庁舎、ウェルス幸手を中心とした庁舎を対象として整備を検討するといった表現があるべきではないかというご

質問に対するご答弁になります。

市庁舎整備事業については、平成30年度の庁議にて、耐震性の高くない本庁舎の建て替えを方針決定をしております。施設を整備する際は、幸手市公共施設等総合管理計画にある建築物系公共施設に関する基本方針に基づきまして、基本計画などにおいて検討してまいります。

○委員 長 ただいま執行部の回答について、小泉委員、質疑のほうはありますでしょうか。

○小泉委員 ご答弁ありがとうございます。

前からお話ししていただいているとおり、全く何も変わらないんだなという、そんな印象です。アンケートの部分に関しても、車やバスで行かれるところというのが1位だということで、市庁舎ができれば、もちろんそこら辺は循環バスだとか、必ず行くルートになりますので、その辺を第1位に上げるのは、公平性は感じられない部分ではありますが、全く平行線のままだなというのは実感するところです。

例えば熊谷市は、こういった基本構想が出来上がって○、△というような、同じような評価をした後に、ワークショップを開いて住民の声を聞くような機会を設けておりました。その辺に関して、幸手市はどのように考えているのかなということでご質問をさせていただいたんですが、幸手市のほうはパブリックコメントだとか、そういったものを実施したからやらないということのご答弁をいただきましたので、言ってもしょうがないかなというところですので、結構です。ありがとうございます。

○委員 長 よろしいですか。

それでは、次に、坂本委員の意見について回答をお願いいたします。

○政策課長 それでは、続きまして、坂本委員からいただきましたご質問に対して順次ご答弁を申し上げます。

まず、1点目、複合施設か単独庁舎か。複合施設、保健所、県土整備事務所は考えないのかというご質問に対するご答弁になります。

複合化する機能については、基本計画などにおいて検討してまいります。なお、保健所及び県土整備事務所については、埼玉県の施設となりますことから、複合化を検討する場合には調整が必要となります。

続きまして、2点目、ウェルス幸手と庁舎の関係はどうするのか、分散とするのか、本庁は幸手市東4-6-8であり、ウェルス幸手は本庁ではないのかの質問に対するご答弁になります。

庁舎整備をするに当たりまして、ウェルス幸手との集約・複合化の検討については、基本計画などにおいて検討してまいります。市役所については、地方自治法第4条に地方公共団体は、その事務所の位置を定めなければならないとしてございます。そのため、物理的な観点から申し上げれば、ウェルス幸手は出先機関となります。

続きまして、3点目、建設場所を現在地にすることの理由が不明。現在地は狭い。複合施設は建設できない。結論は狭い単独庁舎が見えているのではないかとというご質問に対するご答弁になります。

基本構想の庁舎規模は2,800から1万平米としており、本庁舎以外の行政機能がどの施設でも整備できる結果となっております。

続きまして、4点目、幸手市庁舎の在り方検討審議会は専門的な内容を議論する場である。そうであれば、説明資料を用い、議論の内容、結論が理解できるように、外から見えるように検討を進めるべきと考えるというご質問に対するご答弁になります。

基本構想の庁舎規模は2,800から1万平米としており、本庁舎以外の行政機能がどの敷地でも整備できる結果となっていることを庁舎の在り方検討審議会では説明をしてございます。審議会では、事務局からの説明などを踏まえ、各議題についてご審議をいただき、最終的に答申をいただいております。また、議論の内容、結論が外から理解できるように、議事録を市ホームページに公開してございます。

続きまして、5点目、庁舎建設に際しましての財源に関するご質問になってございます。そちらに対するご答弁になります。

市庁舎整備費用については、そのほかの大規模事業と同様に多額の財源が必要となりますことから、地方債で財源を賄い、基金を活用することを予定してござ

います。地方債の主な役割としましては、財政負担を後年度に平準化する財政支出と財政収入の年度間調整と将来便益を受けることになる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分け合う住民負担の世代間の公平性の調整を担うもので、次の世代に任せるものではございません。

そのため、世代間負担の公平性の観点から、償還年数や償還額のバランスを適切に勘案し、持続可能な財政運営を行いながら庁舎整備を進めてまいります。また、過大な地方債残高は財政状況を圧迫するため、基金残高は可能な限り確保してまいりたいと考えてございます。

続きまして、6点目、幸手市の10年先の将来像を考える。高齢化が進み、人口減少の幸手市となる。そうすると、医療費、福祉は増大し、水道、下水道、建物、設備の老朽化等で修繕費用も増大をする。幸手市の財政は今以上に悪化することが明白である。以上のことを踏まえた前提とした上で、庁舎整備基本構想や庁舎整備基本計画を策定しようとしているのかというご質問に対するご答弁になります。

庁舎整備の考え方ですが、先ほどのすみません、繰り返しになりますが、まず基本構想の7ページに本庁舎について、「大地震が発生すると建物が倒壊又は崩壊する危険性が高く、来庁者や職員の安全性、災害時の防災拠点機能などを確保する観点から、早急に庁舎の整備を進める必要があります」と記載してございます。

また、39ページですが、こちらには庁舎を整備する際には、厳しい財政事情の中で実施することから、「市が実施する他の事業への影響を少しでも軽減し、必要最低限かつ機能性の高い整備計画となるよう、整備費用の削減に努めるものとします」と記載してございます。これらを踏まえ、基本構想に基づき、今後事業を進めてまいります。

続きまして、7点目です。これからの時代はDXの時代である。庁舎整備基本構想、庁舎整備基本計画ではDXをどのように取り入れ、どのような庁舎を目指すのかというご質問と、坂本委員から幾つかご提案をいただいております。

まず、①これからの社会では、市民は市役所庁舎に来る必要のない時代。市民は自宅からスマホを使い、各種申請や質問や相談をする。そういったことが日常になることを想定しているが、この考えに対する市の考えを質問をいただい

ざいます。そちらに対するご答弁になります。

基本構想15ページになりますが、基本方針の1つである将来の変化に対応できる庁舎において、「ICTやDXの推進によって窓口の利便性の向上を図るなど、変化する市民ニーズの対応を進めます」と記載してございます。これに基づき、基本計画などで検討をまいります。

続きまして、②ですが、スマホを使いこなせない人のために、東西南北の公民館の活用についてご提案をいただき、この考え方に対する幸手市の考えをご質問いただいています。

また、③においては、DXの時代であれば大きくまとまった庁舎など要らない。分散しても十分に業務が行えるのである。公民館の機能強化と各施設を結ぶ回線を確保すればいいのである。この考えに対する幸手市の考えをご質問いただいています。

こちらの2つについては、関連しておりますので、併せての回答とさせていただきます。

公共施設については、今ある施設の統廃合や新規の施設整備を極力抑制し、公共施設の総量の適正化を推進することを基本方針としました幸手市公共施設等総合管理計画に記載をした建築物系公共施設に関する基本方針に基づきまして、施設の集約化・複合化を基本計画などで検討してまいります。

続きまして、④令和9年4月から権現堂川、吉田、八代、さかえの各小学校が廃校となります。小学校の建物を有効利用しということで、静岡県下田市の例をご紹介いただきながら、幸手市においては庁舎建設に当たり、下田市のような検討をしたのか伺うということでご質問をいただいております。そちらに対するご答弁になります。

庁舎整備の必要性や事業費の考え方などについては、先ほど述べたとおり、繰り返しになりますが、基本構想の7ページに本庁舎については、「大地震が発生すると建物が倒壊又は崩壊する危険性が高く、来庁者や職員の安全性、災害時の防災拠点機能などを確保する観点から、早急に庁舎の整備を進める必要があります」と記載してございます。

また、39ページには、庁舎を整備する際には、厳しい財政事情の中で実施することから、「市が実施するほかの事業への影響を少しでも軽減し、必要最低限か

つ機能性の高い整備計画となるよう、整備費用の削減に努めるものとします」と記載してございます。

また、整備方法として、庁舎の建て替え、既存建物利用のどちらを選択するかについては、基本構想45ページから記載してございます。建物に関する項目として耐用年数、コストに関する項目としてイニシャルコスト、年平均コスト、使いやすさに関する項目として市民ニーズへの対応、機能や規模に関する項目として庁舎機能の必要面積について検証を行い、候補地の全てにおいて建て替えまたは新築が優れている評価結果となっておりまして、これらを踏まえ、基本構想に基づき、今後事業を進めてまいります。

○委員長 それでは、坂本委員、回答についてご質問ありますか。

○坂本委員 資料を用意させていただきましたので、資料の説明をさせていただきます。
静岡県の下田市役所、これの関係の資料です。

1 ページ目の真ん中の写真にあるのが、中学校の校舎を利用した市の建物、市庁舎ということで、2024年4月、去年の4月に完成したところです。校舎の右側に現在工事をしておりますが、新築棟を建設しております。校舎の後ろ側が体育館です。その下が約1年前に撮った写真ということになります。

2 ページ目を見ていただきますと、下田市役所の東本郷庁舎というのがありまして、上の写真は古い庁舎だなというふうなのだと思います。この庁舎であったのを、この庁舎から新たに中学校のほうに行くというところです。

その下に河内庁舎というのがありまして、これは稲沢中学校があったところです。そこの中学校の校舎を利用して市の庁舎とすると。

3 ページ目を見ていただくと、東本郷庁舎というのは伊豆急下田の駅前にあったんですね。これが河内庁舎、1つ手前の駅のところにできたという位置図です。

簡単に下田市の紹介をさせていただきますと、静岡県の下田市は、人口が1万9,184人、それから議員定数が13人、面積が104平方キロメートル、幸手市の3倍ぐらいある、そんなようなのが市の概要です。

2022年4月から中学校が1つになったと。その前、4つ中学校がありまして、稲穂中学校と稲生沢中学校と下田東中学校と下田中学校、この4つが下田中学校

1校となったと。これは少子化によって集中させたと。空き校舎ができたので、そこを庁舎にしたというところです。

4ページは、これは改修工事に着手したと。この庁舎は4階建てでして、左が改修前、右側が改修後と、そんなふうに使います。

5ページを開けると、赤いところが中学校の建物、それから体育館、それから新築棟、右側に新しい建物を建てると、そのような構図になっております。

それで、次、A3用紙資料を見ていただければと思います。

下田市新庁舎建設における先行移転方針というのが令和4年2月に作成されました。

1、はじめに、現在の下田市本庁舎は旧耐震施設で老朽化が著しく、津波浸水区域に立地していると。平成21年より建て替え、移転の検討が行われたと。それから、その後、新型コロナウイルス感染拡大による財政面への影響等を考慮して、また再度検討を行ったと。本年度、令和3年度ですが、現庁舎安全性調査及び稲生沢中学校耐力度調査の状況を踏まえて、新庁舎の開設時期を令和8年度までとする条例改正を行ったと。詳細な調査結果から、現庁舎の安全性、危険性が明確化され、倒壊の危険性が大きく、より早急な対策が必要となったことから、現庁舎の対応、新庁舎整備方針について整理したと。

それで、2番目、現庁舎安全対策の基本方針として、一部補強して、それから一部先行移転をすると。新庁舎の移転は開庁が令和8年というようなことで考えたと。

それから、右側の7ページに行きまして、現庁舎の安全対策、右の真ん中辺りですね。◎のところ、本館というのがありまして、補強は困難であると。本館というのは下の図でどこかということ、四角い、正方形に近い、立ち入り制限、バツがついてあるところが本館ですね。本館は補強は困難であると。立ち入り制限とすると。それから、西館というのは、その上に長方形ですね、早期に1階を耐震補強し、現行の住民窓口機能を維持すると。それから、別館というのは、左の健診室というのがあるところですね。早急に耐震補強し、1階を健診機能、2階を執務室、打合せ室として使用すると。

補強設計費用が550万円、補強改修工事が1,800万円と、このぐらいかかりますよというところです。

次の８ページ、９ページですが、４の先行移転方針、稲生沢中学校校舎及び体育館は、津波浸水区域外に立地しており、新耐震基準により整備された建物で、現庁舎と比較して相当程度堅牢な施設であると。しかし、校舎は築４０年、体育館は３７年と経過している。庁舎使用に伴う長寿命化の改修を行った場合でも、耐用年数には限りがあると、そういうことを承知の上で行っていますというところだ。

その下の５番目の新築棟整備の方針。左側が稲生沢中学校の改修棟になります。それから、右側には新庁舎、３階建ての庁舎を造ります。そんなような方向性だ。

それから、９ページのほうに行きまして、概算事業費ですが、中学校の改修ですが、改修工事費が５億８,０００万円、中学校の面積が２,９３４平米、これは平米当たり２０万円で見積もっておりまして、５億８,０００万円だと。それから、その下に参考として、前回新庁舎建設設計、概算ですが、平米当たり５０万円と。要は新築の場合は５０万円かかるが、改修の場合は２０万円で済むという見込みをしております。

それから、全体概算事業費というのがその下にありまして、前回計画事業費というのがありまして、これは新しく建てた場合に３６億９,０００万円かかるというような見込みでありましたと。それが本改訂版事業費では２８億円から３２億円ということで、１５％から２５％費用が削減されるというところだ。

あとは８番目にスケジュールというのがあって、現庁舎補強というのがございます。これは西館の１階とか別館、これは令和４年度に設計、工事を行いまして使っていきますよと。それから、新庁舎は中学校の改修は設計、工事をやって、令和６年度から本館機能として使えますよと。新庁舎については、令和４年から令和７年まで設計それから工事を行って、令和８年から使えますよと。

その下は、現庁舎の跡地利用というようなことで、活性化させていきますよという内容です。

ここで、このような資料で私が一番注目したポイントというのは、現庁舎の安全性の確認をされていて、立ち入り制限をかけているんだというようなことで、これについては、幸手市は２０１１年に耐震診断をやったんですが、かなり年数がたっているんで、本当は安全性の確認をやるべきではないかなと。

それから、２点目は、工事費ですが、中学校を改修する場合には、平米当たり

20万円、新たに建設する場合は50万円というような金額が出ているので、金額を抑えるならば、この辺を考慮すべきではないかなというようなのがこの資料を見て感じたところです。

それでは、先ほど答えていただいたことについての質問を若干させていただきます。

2番目、ウェルス幸手と本庁舎の関係ですが、本庁舎はあくまで東4丁目6－8ということで、ウェルス幸手は出先機関というようなお話で、それでは今も出先機関として機能しているのかなと。別にそれを1つにまとめなければいけないというようなことはないのかな。その辺お伺いしたいと思います。

○政策課長　本庁舎の位置については、幸手市役所の位置を定める条例ということで場所が定まっております。また、ウェルス幸手については、幸手市保健福祉総合センター設置及び管理条例で位置が定まっておりますので、必ずしもこれを1個にしなければいけないとか、別にしなければいけないというのは、条例がありますので、今はそういう条例に基づいて設置がされているというところです。

○坂本委員　分散でうまくやっているというような言い方もあれなんですけど、今も分散で、これからも分散でもいいのかなというお考えなんではないかな。

○政策課長　そちらについては基本計画の中で検討してまいります。

○坂本委員　それから、5番目の負担の方針ですが、次の世代の人にも利用してもらうのであるから、均衡の法則に基づいて分散してもらっていいんじゃないかというようなお話でしたが、今回、この程度までは現在の基金で行う、そういう方針はあるのかなのか、それをお伺いしたい。

○政策課長　そちらの資金については、令和7年2月に幸手市の財政推計をお示ししてございますので、そのとおりです。

○坂本委員　方針というのは考え方なんだが、数字が考え方ということなんですか。

○総合政策部長　　これまでも議会のほうでも答弁をさせていただいているかと思うんですが、全体の事業費の約4分の1は基金のほうで賄いたいということで考えているところですが、それも財政推計のほうにはそのような形での計上をさせていただいているところですよ。

○坂本委員　　それから、DXの関係ですが、私はDXの時代になれば、もう市民は市役所に来ない、そういうことかなと思っているんですが、そういう考え方はないということでしょうか。

○政策課長　　どこまでできるか、どこまでやるかということにもなろうかと思いますが、来させない窓口というのでも検討をしながら、どういったDXにつなげていけるかというのは、こちらについても基本計画の中で検討してまいりたいと考えてございます。

○坂本委員　　基本計画で検討するということで、あまり考え方が見えてこないんですね。本当はもうちょっと見えるとありがたいんですが、見えてこないのであれば仕方ないので、以上で結構ですよ。

○委員長　　よろしいですか。
最後に、大平委員の意見について回答を願います。

○政策課長　　それでは、大平委員からいただきました財政計画を立てるというご質問に対するご答弁になります。

令和7年2月に持続可能な街づくりを推進しながら課題に着実に対応していくために、中長期的な視点に立った財政運営の指針となる幸手市の財政推計を策定をしてございます。今後、基本計画、基本設計、実施設計等、概算の事業費がお示しできる段階で、幸手市の財政推計に反映させ、財政計画をお示ししてまいります。

○委員長　大平委員、質疑のほうはよろしいでしょうか。

○大平委員　私の簡単な文章に答えていただきまして。もう少し具体的な議論というのができないんですかね。例えば財政計画にしても、ほかの事業との関係も含めて、一般質問でもやりましたが、相当な市債の発行がこれから必要になってくるわけでしょう。市債に対する例えば償還金の関係とか、その辺の緻密な数字というのはもっと出てこないんですか。どうもざっくり言っているような気がするし、一般質問のときに頂いた資料も、場合によっては基金がほとんどなくなっていったらうんじゃないかなというような数値になっているわけでしょう。

そういうことだけで、果たして安定的な財政運営と言えるかどうかというのは、非常に私は疑問が残るんですよ。だから、もっと裏づけのある、幅のある、これ資材が上がったら、もうほとんどアウトなんじゃないですか。そういう計画をもう少し立て直す必要性が私はあるのかなというふうに思います。

それと、場所にこだわっているわけじゃないんですが、その場所にこだわったボーリング調査の関係じゃないんですが、より正確に出すためには、建物の構造も必要になってくるわけですね。いかに安く強固に建てられるかというのは、岩盤の性質にもよってくるわけですよ。

その辺の裏づけというのは、まだ設計図面ができてないから無理かもしれないですが、この庁舎を壊すとか、壊さないとかという問題もありますが、いろんな場合を想定して、もう少し具体的なイメージというのは出せないのかなというふうに思います。

学校の改修をしてどうかというのがありますが、学校の改修をやるのであれば、今、日本保健医療大学に移ってしまった旧幸手高校の建屋、これも結構頑丈にできているんですよ。この辺の発想も付け加えることができないのかというふうに考えているんですがね。

とにかくもう少し財政計画、具体的にはもっと出ないんですかね。いや、なぜ疑うかという、悪いけれども、西口の例があったり、それから幸手駅舎の建設があったり、相当当初の予算計画より計画が大幅に変わりましたよね。そういう点を見ていると、行政というのは絶対破産できない団体ですから、まずは。そういう責任の下で、計画をより緻密なものにしていなければというふうに考えて

います。意見ですからいいです。

○委員長 答弁よろしいですか。

○大平委員 いいですよ。

○委員長 それでは、ありがとうございました。
その他、委員の皆様から何かご意見を。

○藤沼委員 何回かこの特別委員会の開催に伴い、いろいろなご意見が出されて、いろいろとお聞かせをいただきましたが、庁舎建設の建設権限をお持ちの方は執行権の市長だけなんですね。私たちはあくまでも、いかに時代に合わせた理想的な庁舎を造るためのという意見を、多分この特別委員会と一緒に提案しながら、もしもその計画に意見が組み入れられれば、組み入れていただくという中でのこの特別委員会の設置だと思うんですね。

まず、市長の建設計画がある程度、今本当の基本構想的なものが出された段階ですから、民間の幸手市庁舎の在り方検討審議会の取りあえず一度審議が結審した、そここのところの報告になっているんだと思うんですね。そこはまだまだ漠然としているのがあって仕方ないとは思いますが、よく分からないんですよ。

まだまだこれから議論が必要だと思うんですが、これは執行部のほうじゃなくて、この特別委員会の在り方として、何を審議するかを具体的にテーマを決めて、今日もここに出てますが、議題の内容は。庁舎建設についてとでかく言っちゃうと、なかなか窓口が広くて何を議論するのか、場所だとか、建物の構造だとか、いろいろなところへ飛ぶので、話がまとまりにくいと思うんです。

ですから、あくまでもどこかで市のほうで、市長が諮問する幸手市庁舎の在り方検討審議会の結論がここまで来たという、この間の基本構想のように、ある程度ここがまとまりましたと。その説明を受けて、それに対して私たちが意見があれば、意見は言っても差し支えないのかなと思うんですが、この特別委員会の在り方として、議題をある程度幾つかに、必要としたときに開いてもらって、これについてご意見をいただきたいと、そういったやり方のほうが内容が分かりや

すいのかなと思うんですね。

庁舎建設についてと入っちゃうと、範囲が広くて、今大平委員がおっしゃるように財政の話まで行っちゃいますので、そういうことも当然行きます、話としては。だから、市長が答申している幸手市庁舎の在り方検討審議会の結果がここまで、これについては出ましたと。これで最終結論を市長が決めようとしたときに、例えば1つは場所の問題が今出ましたが、場所をどうするかとかという、幾つか案が出されてますが、それを具体的にここは、だからこの審議会で4つの案が出されたという、この中で、この審議会の意見を承りたいという話になったときに、じゃここの審議会が開かれて、そこの部分でどうするか。場所としては、今4つのこういう答申から回答が出されたが、これらについて意見があるかとかと、具体的に絞っていかないと、庁舎建設でやっちゃうといろんな意見が出ちゃって、ここは結局決めるところじゃないので、あくまでも意見ですから、切りがないです、意見は。だから、そういうものも整理しながら、この特別委員会が進行できるように、少し特別委員会の目的を明確にしたほうがいいのかなと思うんですが。これはいいです、答えをいただかなくても、意見です。

○委員長 分かりました。

続いてご意見のある方。

○小林委員 すみません、確認なんですけど、いろいろ話が出ておりますが、この現庁舎の対応なんですけど、私も質問でもしておりますが、昨日、市長の市政報告会でもありましたが、現状この庁舎、もう古くなって危険だ、これどうするんだということなんですけど、この資料をやめて機能分散という話も出てましたが、この話合いの中で、その現庁舎の対応について、それというのは議論というのはどうなるんですかね。できるんですかね、できないんですかね。

○政策課長 こちらの本庁舎の整備については、今までご説明したとおり進めさせていただく。委員がおっしゃっているのは、1次避難についてのお話になるのかなと思うんですが、そちらについては、それとは別のところでの検討になるのかなというふうには考えてございます。

○小林委員 別のところというのは、皆さん危険なのは分かってますよね、これはね。昨日も部長も出ていらっしゃったと思いますが、そういうものが市民からも出てくるわけですよ。別のところと言って、そんな時間もかけられないと思うんですよ。いつもこれが崩れるかもしれないと。そういった中で、別のところって、先にこれをどうするかという、それを進めていかなければいけないと思うんですが、それはここでは進められない、話には出ない、題材に出せない、そういうことなんでしょうか。

○政策課長 安全でないこの本庁舎を使い続けることのリスクというのは重々承知をしておりますので、まずはこの本庁舎をいかに早く整備をするかというところを考える。なので、すみません、さっき別のところと申し上げましたのは、まずはそこが大前提で進めていきたいということで申し上げさせていただきました。

○総合政策部長 先ほど来、政策課長が申し上げているとおり、まずはこの庁舎をどうするんだということをまず一義的にそれをまず進めさせていただきたい。その上で、進めるに当たっては、ここはどれぐらい経過期間がかかってしまうんだというのは当然出てくると思いますし、その辺がはっきりと見えてくるので、そういうタイミングのときに、ここをこのまま使い続けていいのかという議論は当然出てくると思います。

特に3階の部分については、議場に来られる傍聴の方とかの安全性も確保しなければならぬですし、そもそもバリアフリーのほうも確保できていないような状態になってございますので、そういうところも含めて、この施設の3階部分を一時的にどこかの施設に避難させていただくとか、そういうのも検討しながら、この庁舎の計画を皆さんと一緒に立てていきたいということは、部分的な移転という形で、個別に検討していくようなことも可能なのかなということで検討していきたいとは考えてございます。

○小林委員 一応並行してその話はしていけるということに受け取ってよろしいんですか。

○総合政策部長 はい。私どももその危険性は十分認知しているところですので、その部分はきっちりと考えていきたいと考えてございます。

○小林委員 了解です。

○委員長 それでは、先ほど藤沼委員のほうからも出ました関係、もう一度再確認ということで、この幸手市役所庁舎整備調査特別委員会の設置目的です。第1回目にこれは決定したのですが、改めて設置目的。

市では、これまで幸手市庁舎の在り方検討審議会条例により、審議会の答申や市民ワークショップの開催、また幸手市庁舎に関する調査検討委員会を会議等で行い、幸手市庁舎整備基本構想（素案）を策定した。その後、素案に対する市議会議員及び市民等からの意見を参考に、幸手市庁舎整備基本構想を令和6年12月に策定した。特別委員会では、今後作成する基本計画や整備に至る諸事項に関し、調査研究を行い、市に対し提言するという設置目的です。

そうした中で、質疑のほう、まだ意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

○枝久保委員 意見でいいんですが、答弁求めませんが、今小林委員が言われた話、私も実はずっと思っているのは、ニワトリが先か、卵が先かというところで、ニワトリは命に例えて、卵は建て替えに例えると、命が先か、建て替えが先かと、そういうふうな考え方をずっとしています。

今、部長がお答えになったことは、庁舎整備の計画はこういった形で出てきて、私たちに提示をされていますが、今命を優先しないとということにも当然あるわけで、それはお考えだというのは分かりました。

そうすると、新庁舎が例えば進んで、できるのが7年後、8年後だとしたときに、具体的な話をしますと、令和9年度には少なくとも小学校が全部空きますよね。その空いた小学校をどう使うんだといった計画も併せて並行的に進んでいて、そこに段階的に、一遍にはいかないにしても、議会が行くんだとか、市長室が行くんだとか、例えばそんなような計画がだんだん表に出てきて、私たちに提示をされるようになると、しっかりとこの庁舎の危険性を理解して、いち早く、

なるべく早くこの庁舎から脱出したいんだという気持ちが分かるんだが、今それが何となく見えてこない。そういう気持ちがあるんですかということをお林委員も質問したんだと思うんだが、その辺のことをある程度今の自然大災害の発生を考えた上での命の重要性というものを考えた計画を、より具体的に進めていただきたいなと思うことと。

もう一つは、全く別の観点なんですけど、この特別委員会がどういう目的でできたのかということで、今までのこの委員会のご意見はもちろん、藤沼委員が言いましたが、いいんですが、まとまりどころ、落としどころというのは、この特別委員会、委員長、どこにあるのかなといつも思っているんですね。

個々に場所に対する意見とか、ここがいい、あそこがいいという意見も別にいいんですが、そればかりがずっと続くのはいかななものかなという意味では、藤沼委員のおっしゃったことに私も同感しているところなんです。ですから、今後のこの委員会の在り方をもう少し考えて進めていただけたらいいなと、そう思います。

○委員長 答弁はよろしいですか。

○枝久保委員 いいです。

○委員長 続いてありますでしょうか。ないようであれば、よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○委員長 それでは、暫時休憩といたします。

執行部の皆様はご退席ください。お疲れさまでした。

○委員長 休憩を宣する。 (午前 11 時 39 分)

○委員長 再開を宣する。 (午前 11 時 43 分)

○委員 長 次に、先ほど各委員のほうからも述べられましたが、今後の特別委員会の方向性、協議等々を含めまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。

先ほど藤沼委員、また枝久保委員、またそのほかの委員からも出ておりますが。

○芦葉委員 庁舎の場所とかなんですが、ある程度この基本構想の中ではもう本庁舎の中でということで、再三答弁の中でも8月には決めていくということで、この本庁舎ありきみたいな感じで計画を進めるような答弁が繰り返されているので、ある程度もう絞ってこの委員会も検討していかないと、どんどん同じ答弁の繰り返しを聞いているというような感じが見受けられるので、その辺を少し精査して、委員会の立ち位置みたいなものを決めていくのがいいのではないかなと考えておるところです。

○委員 長 ありがとうございます。今芦葉委員のほうからもご提案がありましたが、ほかにご意見のある方は大丈夫ですか。よろしいですか。

○坂本委員 本庁舎はここでということについては、その説明が足りないと。分散して庁舎を建てるべきではないかなというふうな考え方を持ってますので、その辺はここでというようなことでは決めたくないと思っております。

○委員 長 ほかにご意見ありますか。

○小泉委員 いろいろご質問しても、ほとんどが基本計画でという答弁になるんですね。いろんなものが決まっていらないのに、場所だけここというのを決めようとしているのが不安なところではあるので、どうしてその場所だけを決めて、ほかのものを一切基本計画でと後回しにするんだらうというのが、安心して進めるにはそこら辺が不安なんですね。

だから、そこの選択肢を、もうここじゃなければいけないというようなスタンスじゃなくて、基本計画をつくるに当たって、何かいろいろな見えてくる点もあると思うので、その辺柔軟にできるのかどうかというのをお聞かせいただきたいところなんですね。

○委員 長 ほかにございますか。もしないようであれば、今各委員の方から新たなご提案があったわけですが、今日が第5回目の特別委員会ということで、ある程度2回から5回までの今日も含めまして、執行部との質疑等があったわけですが、基本構想がまとまったという時点の下に計画に入りたい。その部分がほとんど答弁はあったと思います。

そうした中で、この特別委員会とすると、6月20日、議会最終日に第6回目の委員会の開催を考えております。そうした中で、先ほど市長を呼んできていただいて、一緒に6回目を開催すると。そうした中で、その6回目のときに、議会最終日ということもあり、今まで行ってきたこの庁舎整備調査特別委員会の委員会の中間報告、仮に中間報告書じゃないんですが、いろいろご意見が出てきてます。その辺を集約させていただいて、6月20日にこちらでその辺の報告書等々をまとめさせていただいて、その内容のご審議、市長が入りますが、そのほかはどうでしょう、まとめて1回ここで区切りをつけるという考え方はよろしいでしょうか。

ということは、その後に基本計画に執行部は入っていきたい、入りますと。ほとんど回答が基本計画の中の回答で今までありましたので、その辺皆様にお諮りしますが、いかがでしょうか。

○本田委員 今のご説明で、区切りというのはどういう意味での区切りかお伺いたします。

○委員 長 お答えします。区切りというか、要するに今まで1回目から今日5回目、6回目までの基本構想に対する庁舎整備調査特別委員会のいろいろ皆様のご意見を集約して、いろいろありました。それはもう議事録ありますので、その辺でまとめさせていただいて、ここで1回、向こうからいただいている、もっと公に言えば、今執行部からボールがこちらに来ております。そのボールを1回向こうに返したい、現状でと思っているんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。ご異議ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○委員 長 もしそれでご異論なければ、次回の開催は6月20日金曜日、本会議終了後としたいと思っております。そうした中で、今まで先ほども申し上げましたとおり、第6回目のときには市長もお呼びし、それから今まで1回目から5回目までの委員会協議等の内容を委員長のほうに一任させていただきまして、議事録から集約をしたいと思います。その素案をつくり、皆様にご審議していただくと、そういう流れでよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「議長がいるわけだから」と言う人あり〕

○委員 長 そうですね。議長、何かございますでしょうか。

〔「いるわけだからって言い方が悪いけど」と言う人あり〕

○委員 長 もしご意見があれば。

○青木議長 大平委員には配慮いただきましてありがとうございます。

同じ議員ですから、当然意見はありますが、皆さんが委員会の中で決めていることですので、委員会で決まった方向の中で応援していきたいなと思います。ですから、私も市長には1回話を聞きたいと思ってますので、委員長にはうまくまとめていただいて、どうしても私がやむを得ず発言するときは、そのときは勘弁してください。今の大平委員の話については以上です。委員会を尊重したいなというふうに。

○委員 長 ありがとうございます。

それでは、次回の開催は6月20日金曜日、本会議終了後といたします。

○委員 長 延会を宣する。

(午前11時51分)

幸手市役所庁舎整備調査特別委員会

委員長